
平成 29 年 度

第 1 回 上越市青少年健全育成センター運営協議会

要 項

日 時 平成 29 年 6 月 20 日 (火)
午後 2 時 ~ 3 時 50 分
会 場 上越市教育プラザ 中会議室

上越市青少年健全育成センター

平成29年度 上越市青少年健全育成センター運営協議会委員名簿

No.	氏 名	推薦機関・団体名（役職等）	備考
1	山 岸 喜 一	上越市小学校長会（大島小学校長）	
2	小 松 敦	上越市中学校長会（八千浦中学校長）	
3	熊 倉 肇	上越地区高等学校長協会（高田農業高等学校長）	
4	井 部 佐恵子	上越市民生委員・児童委員協議会連合会（民生委員・児童委員）	
5	渡 邊 長 芳	上越地区保護司会（事務局長）	
6	山 本 条太郎	上越警察署（生活安全課長）	新任
7	杉 本 正 彦	上越市町内会長連絡協議会（会長）	
8	藤 井 清比古	上越市地域青少年育成会議協議会（会長）	
9	小 山 貞 榮	上越市子ども会連合会（会長）	
10	古 川 美也子	上越市小中学校PTA連絡協議会（事務局）	
11	岩 片 喜代子	上越市青少年健全育成委員協議会（副会長）	
12	栗 田 きよ子	上越市立教育センター（スクールソーシャルワーカー）	
13	二ノ宮 善 明	公募委員	
14	吉 岡 智 宣	公募委員	

委員任期：平成28年6月1日から平成30年5月31日まで

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 教育長あいさつ

4 委員・事務局自己紹介

5 会長あいさつ

6 議 事

(1) 報 告

- ① 平成28年度 事業・活動報告 (あゆみ P5-10)
- ② 平成28年度 街頭指導等結果報告 (あゆみ P4)
- ③ その他

(2) 協 議

- ① 平成29年度 運営方針と活動計画 (あゆみ P13-18)
- ② センターの運営に関する意見交換

7 その他

8 閉 会

意見交換

平成29年度

第1回上越市青少年健全育成センター運営協議会
資料

資料1

- ・街頭指導の計画
- ・特別街頭指導
- ・青色回転灯車両による巡回指導要領
- ・街頭指導班編成表（高田地区・直江津地区）
- ・平成29年度 4月・5月街頭指導結果
- ・平成29年度「特別街頭指導」実施計画
- ・平成29年度PTA一日街頭指導計画

資料2

- ・第67回“社会を明るくする運動”事業計画
- ・第67回“社会を明るくする運動”強調月間街頭宣伝実施要項

資料3

- ・上越市青少年健全育成センター条例
- ・上越市青少年健全育成センター規則
- ・市内における子ども・若者育成支援の取組みの様子について

上越市青少年健全育成センター

平成29年度 街頭指導の計画

資料 ①

街頭指導活動は、**ぐ犯・不良行為少年**を早期に発見し、注意・助言をするなど適切な措置を講ずることにより、少年の非行を防止しようとする活動である。都市化が進み、地域社会における人々の交流や連携が希薄になり、大人が青少年に対しての声かけの機会が減少している。その結果として地域の非行抑止力が弱まっている現在、この活動の重要性はますます高まっていると考える。

(1) 街頭指導活動は、次のような方法で行われている。

- ① 青少年健全育成センターの業務計画に従い、組織的・計画的に商店街や盛り場等、不良行為が行われやすい場所を巡回し、早期に**ぐ犯・不良行為少年**を発見し、指導にあたる。
- ② 青少年健全育成委員の居住地域内において、日常生活を通じ地域内の子どもの行動に注意を払い、**ぐ犯・不良行為少年**の早期発見・早期指導にあたる。

(2) 街頭指導活動を実施する区域

- ① 高田地区 ア(1班～6班) ・高田駅周辺、雁木通りプラザ、イレブンプラザ、あすとぴあ高田、バス待合室、駅・駐輪場、ライブワン等
(集合場所：公民館高田地区館ロビー)
イ(7班) ・春日山駅周辺、上越大通り、山麓線沿線等
(集合場所：春日謙信交流館)
ウ(8班) ・ウイングマーケット、J-MAX、ドン・キホーテ等
(集合場所：芙蓉荘研修室1)
エ(9班) ・上越大通り藤巻十字路以南のカラオケ店、自由空間メディア館、ビデオ倉庫等
(集合場所：市民プラザ1階ロビー)
- ② 直江津地区 ア(1班～3班) ・直江津駅周辺、大型店、神社、公園、ゲオ直江津店等
(集合場所：直江津学びの交流館)
イ(4班) ・パロー下門前店、ゼビオスポーツ、ダイナム、N1、アピナ上越インター店等
(集合場所：育成センター事務室)
ウ(5班～6班) ・イオン上越店、アピナ上越インター店、戸田書店
蔦屋書店、サンキー等
(集合場所：育成センター事務室)
エ(7班) ・春日山駅周辺、上越大通り、山麓線沿線等
(春日謙信交流館ロビー)

* 春日謙信交流館集合の班は、日誌等を参照に巡回経路を協議する。

* その他、観桜会、祭り、海水浴期間などは特別ルートで巡回する。

* 各班4名体制(一部5名)とし、急な欠席があっても正規の街頭指導を可能とする。

(3) 街頭指導の実施時間*

- | | | |
|----------|---|-------------|
| ① 4月～11月 | 16:00-18:00 | 17:30-19:30 |
| ② 12月～2月 | 16:00-18:00 (12月まで17:30から街頭指導をしていただいた皆様も、16:00からになります。) | |
| ③ 3月 | 16:00-18:00 | 17:30-19:30 |

(4) 街頭指導の留意点

- ① 店舗等への入室の際は、訪問の趣旨を伝え、協力を依頼してください。
- ② 店内の青少年の行動に対する声かけは、年齢や服装、状況等からその青少年にふさわしい言葉で、親しみをもって優しく呼びかけてください。
- ③ 路上での違反行為、不良行為、危険な遊び及び不審な行いなどにも気を配り声をかけてください。
- ④ 街頭指導のメンバーが二人になった場合は、腕章を付けた「巡回指導」にとどめ、「声掛け」等の直接的な行動は避けてください。

(5) その他

- ① 1月・2月は申し合わせにより、13区在住の育成委員の皆様は街頭指導はありません。従って人数が少なくなる班同士合同で街頭指導をお願いすることがあります。
 - ② 育成委員は市の非常勤特別公務員の身分であり、市で「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しています。
- ◆日誌の記入：直接声かけ①注意・指導、②あいさつ・呼びかけをした人数を書いてください

■ 特別街頭指導

平成29年度も昨年同様に7月、10月に南高田駅、高田駅の周辺で警察ボランティア、上越少年サポートセンターの皆さんと育成委員の皆さんとで実施の予定。詳細は後日。

7月 7日（金） えちごトキめき鉄道・南高田駅周辺

10月13日（金） えちごトキめき鉄道・高田駅周辺

■ 青色回転灯車両による巡回指導要領

1 趣 旨

近年の市街地開発に伴い郊外に大型店や遊技場が増え、賑わいの場所が変化している状況である。そのため、現在実施している街頭指導区域に加え、点在するそれらの地域を巡回指導することにより、青少年の問題行動を未然に防止するもの。

また、青色回転灯車両を利用することで、地域の方々に活動の認知度が高まり、地域全体で「青少年を見守る」機運の醸成にも繋がる。

2 活動概要

①利用車両について

- ・青色回転灯装備軽自動車（上越市防災危機管理課所有車を借用）

②巡回経路について

- ・直江津地区～高田地区
- ・点在する賑わいの場所及び季節ごとのたまり場の他、通常巡回コース以外の地域及び、市民からの情報等で巡回が必要な所を巡回する。
- ・基本コースを設定するが、状況に応じた変更は可能とする。
※例：バロー上越店、南高田駅周辺、春日山駅周辺、海水浴場など

③巡回頻度について

- ・月2回程度とし、通常の街頭指導を変更してコース以外を巡回する。

④巡回体制について

- ・原則、乗車定員の4名とし、役員及び事務局の乗車とする。
- ・但し、車両運転者は新潟県警から「パトロール実施者証」の交付を受けた者とする。

⑤巡回時間について

- ・原則午後3時から午後4時50分とする。

3 その他

①青色回転灯装備軽自動車使用研修会に実施（2年に1回実施）

②「パトロール実施者証」の申請について

- ・役員及び事務局員が登録する。
- ・新潟県警への申請は上越市防災危機管理課で行う。

③借用車両の受渡し

- ・実施日にあわせ、事務局で予め防災危機管理課から車両を借用し、教育プラザに準備しておき、終了後は事務局により速やかに返却する。

平成29年度 街頭指導班編成表 (高田地区)

班名	街頭指導員名	街頭指導・曜日・日時	集合場所
1	滝見 典子 高橋 恵子 小松 英敏 松山 公昭	火曜日 4:00-6:00	高田公民館
2	梅田 容雄 岡本 佳典 平野 美子 磯貝 弘之 山崎美和子	水曜日 4:00-6:00 (第1水曜日)	高田公民館
3	塚田百合子 脇嶋 孝子 森田 昭彦 嶋井 弓子 (瀧田 麻菜)	木曜日 4:00-6:00	高田公民館
4	小関 育也 徳武 良平 青山 捷一 溝口 次夫 (浅野 弥生)	金曜日 4:00-6:00	高田公民館
5	小嶋孝太郎 小菅 誠子 上村 潔 高田農業T 高田商業T 関根学園T 北城高校T	水曜日 5:30-7:30	高田公民館
6	渡邊 長芳 丸山 幸治 溝口 良子 高田高校T 高田南城高校T 上越高校T	木曜日 5:30-7:30	高田公民館
7	野澤 武憲 鷺澤 和省 柴山 久雄 小島 征一 川瀬 清	月曜日 5:30-7:30	謙信交流館
8	岩片喜代子 日下部秀人 佐藤 三郎 吉越 良一	土曜日 3:00-5:00 (第1土曜日)	芙蓉荘
9	佐藤謙一郎 牛木 昇 岩崎 隆司 上越総合T	土曜日 3:00-5:00	市民プラザ

- 1 週割りは事務局で行いますが、班員の中で不都合が生じた場合は協議し決定してください。その際、事務局に連絡してください。
- 2 当日、急に欠席される場合は、班員に連絡してください。なお、2名で実施する場合は巡回指導となります。
- 3 青パト指導は1班(野澤、滝見、柴山、塚田) 2班(岩片、小関、牛木、磯貝)

平成29年度 街頭指導班編成表 (直江津地区)

班名	街頭指導員名	街頭指導・曜日・日時	集合場所
1	増田 榮子 小林 吉孝 伊藤 守 土肥 孝	水曜日 4:00-6:00 (15・25日は除く)	学びの交流館
2	清水 昇 和田マリ子 伊倉 幹夫 小林 洋子 宇賀田允男 中田トシ子	金曜日 4:00-6:00	学びの交流館
3	真田 良子 石川 惣仁 市村 一彦 丸山ゆみ子 柳澤 啓一	火曜日 5:30-7:30	学びの交流館
4	本間久美子 安達タカ子 杉原 敬二 塚田 正治	土曜日 3:00-5:00	育成センター (レジャーランド)
5	大瀧 武司 竹内シサ子 田中 裕二 袖山 好恵	木曜日 4:00-6:00 (第1木曜日)	育成センター (イオン方面)
6	溝口 保明 山本 亮子 白鳥 敏隆 直江津中等 T	金曜日 5:30-7:30	育成センター (イオン方面)
7	村山 庄一 佐藤 進 来海 勇信 中川 和行	火曜日 4:00-6:00	謙信交流館

- 1 週割りは事務局で行いますが、班員の中で不都合が生じた場合は協議し決定してください。その際、事務局に連絡してください。
- 2 当日、急に欠席される場合は、班員に連絡してください。なお、2名で実施する場合は巡回指導となります。
- 3 青パト指導は1班(杉原、本間、小林) 2班(溝口、増田、真田) となります。尚、巡回時間は午後3時から4時50分までです。

平成29年度 4月・5月の街頭指導結果 ()は昨年度実績

	4 月				5 月				
	1 出動回数	高田地区	10	(7)	高田地区	11	(10)	直江津地区	8
	直江津地区	8	(4)	直江津地区	8	(8)	合計	19	(18)
	合計	18	(11)	合計	19	(18)			
2 出動延人数	高田地区	37	(29)	高田地区	41	(38)	直江津地区	29	(29)
	直江津地区	27	(24)	直江津地区	29	(29)	合計	70	(67)
	合計	64	(53)	合計	70	(67)			
3 注意・指導をした 延人数	高校生	1	(4)	高校生	10	(25)	中学生	5	(13)
	中学生	6	(2)	中学生	5	(13)	小学生	2	(7)
	小学生	13	(2)	小学生	2	(7)	幼児	5	(0)
	幼児	8	(0)	幼児	5	(0)	計	22	(45)
	計	28	(8)	計	22	(45)			
4 主な内容	高校生	中学生	小学生	幼 児	高校生	中学生	小学生	幼 児	
怠学	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
ゲーム機遊び	0 (0)	6 (2)	13 (2)	8 (0)	0 (5)	4 (13)	0 (7)	5 (0)	
交通ルール無視	1 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (13)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	
喫煙	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
危険な遊び	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
その他	ほか0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	沙汰10 (7)	沙汰0 (0)	沙汰2 (0)	0 (0)	
		沙汰0 (0)			ほか0 (0)	0 (0)			
5 挨拶・よびかけをした 延人数	高校生	258	(169)	高校生	419	(246)	中学生	181	(295)
	中学生	144	(97)	中学生	181	(295)	小学生	303	(457)
	小学生	461	(53)	小学生	303	(457)	幼児	12	(11)
	幼児	20	(17)	幼児	12	(11)	計	915	(1009)
	計	883	(336)	計	915	(1009)			
3・5の集計	合計	911	(344)	合計	937	(1054)			

4 月	5 月
<ul style="list-style-type: none"> ・声掛けに対し、明るい返事が聞けて気持ちが良かった。(4) ・ゲームコーナーに親子連れの子どもが見受けられた。声を掛けると、元気のいい返事があった。 ・雁木通りプラザ4階サロンで、女子中学生2人が勉強していた。広場にタバコの吸殻が1本落ちていた。 ・花見会場で学校帰りの生徒を多く見かけたが、声を掛けると楽しそうに返事が返ってきた。 ・謙信交流館ロビーで、高校生4名が勉強していた。 ・春日山駅前で、両耳にイヤホンをして自転車に乗っていた高校生に注意した。 ・アーケード内自転車通行あり、一列で走るように注意した。 ・ゲームセンターで27名に出会う。声を掛けると、帰りの時間は6時に決めているとのことだった。 ・春日山交差点ローソン店長より、小学生の食い散らかしにより裏の畑に散乱している旨の指摘があった。 ・小、中学生の集団下校に出会い、元気な挨拶を受けた。(3) ・有害掲示物撤去枚数<高田0枚、直江津0枚> 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅裏で化粧をしていた女子高生2人から「皆さんは何ですか？」との問いに名札を見せると、何かあったら連絡するとの返答。 ・春日山駅前でジバタリアンの女子高生2人に注意した。(2) ・春日山3丁目公園で高校生8名がダンスの練習をしていたので声を掛けた。体育祭のための練習とのことだった。 ・素直に挨拶する生徒が多かった。(3) ・駅前通りを自転車通行の3人に注意した。1人は大人だった。 ・運動会の代休のためかアピナで小学生女子3名、男子2名見た。女子はピアスをしていた。 ・雨のためかゲームセンターでは親子連れが多かった。Jマップではジバタリアンの小学生2名が話をしていた。 ・幼児も中学生も親と一緒にいた。6時までという事は親も知っていた。 ・今年度に入り、オレンジの見守りの方の数が少なくなり心配。特に春日新田小と直江津南小の校門前にはほとんど姿が無かった。 ・相変わらず小学生の挨拶が元気よく気持ちが良い。(4) ・有害掲示物撤去枚数<高田0枚、直江津0枚>

平成29年度「特別街頭指導」実施計画

1 目的

①上越市の「防犯の日」の趣旨を受け、特別街頭指導を実施

◆スローガン「みんなで防犯安全安心まちづくり」

自転車事故防止、ルール遵守

②えちごトキめき鉄道南高田駅、高田駅利用者のマナー向上

③警察少年ボランティア、上越少年サポートセンターとの連携を強めての街頭指導

2 実施内容

	第 1 回	第 2 回
日 時	平成29年7月7日(金) 15:30~17:30	平成29年10月13日(金) 15:30~17:30
場 所	・えちごトキめき鉄道南高田駅周辺	・えちごトキめき鉄道高田駅周辺
参加団体	・上越地区少年警察ボランティア連絡協議会 ・上越少年サポートセンター ・青少年健全育成委員 ・青少年健全育成センター	・上越地区少年警察ボランティア連絡協議会 ・上越少年サポートセンター ・青少年健全育成委員 ・青少年健全育成センター
集合場所	・南高田駅前(ティリーヤマザキ南高田店駐車場)	・高田駅(駅前交番付近)
指導内容	・南高田駅の利用状況、マナー ・自転車乗り ・南高田駅周辺の街頭指導 ・その他 状況判断し指導	・高田駅の利用状況 ・自転車乗り ・高田駅周辺の街頭指導 ・その他 状況判断し指導
育成委員 参加者の 割り振り	・高田地区役員(岩片喜代子) ・ // (牛木 昇) ・ // (塚田百合子) ・ // (磯貝 弘之) ・(高田南城高校:古木 隆一) ・(高田商業高校:丸山 勉) ・(高田農業高校:松嶋 純平) ・(関根学園高校:森山 亮太) ・育成センター職員(2名)	・高田地区役員(野澤 武憲) ・ // (柴山 久雄) ・ // (小関 育也) ・ // (滝見 典子) ・(高 田 高校:村田 恵子) ・(高田北城高校:横山 翔) ・(上越総合技術高校:吉田 勝) ・(上 越 高校:上野 盛) ・(直江津中等教育学校:中村 淳) ・育成センター職員(2名)

※ 何か不明な点がありましたら、青少年健全育成センター(544-4690)に連絡願います。

平成29年6月7日

各小・中学校長様
各小・中学校PTA会長様

上越市青少年健全育成センター
所長 八島 幹 雄

平成29年度「PTA一日街頭指導」への参加について（ご案内）

日ごろより、当センターの事業に、ご支援とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、例年、多くの学校から参加をいただき実施しています。この街頭指導をとおして、校外における子どもたちの生活や行動の現状を把握し、今後の校外生活の指導に役立てていただくことがねらいです。

つきましては、下記の計画（別紙—1含む）をご覧ください、貴PTA会員の皆様から積極的に参加いただきますようご案内申し上げます。

なお、この事業は希望参加でありますので旅費や報酬の支給はありません。あらかじめご承知おきください。

記

- 1 参加人員 1校につき1名
- 2 時 間 月曜日～金曜日・・・午後4時～午後6時（10分前に集合してください）
土曜日・・・午後3時～午後5時（10分前に集合してください）
- 3 実施地区等

	実 施 地 区	集 合 場 所
A	高田駅周辺、立体駐車駐輪場、本町通り、イレブンビル、あすとびあ高田、カラオケ店等	高田地区公民館内ロビー (大手町5-40)
B	上越大通り周辺、カラオケ店、ビデオ店、コンビニ等	上越市市民プラザ 1階正面ロビー
C	ウイングマーケット周辺、ドン・キホーテ、J-MAX周辺	農業研修センター「芙蓉荘」 第1研修室(富岡小裏)
D	直江津駅周辺、イトーヨーカ堂、神社、海岸等	直江津学びの交流館1階ロビー (直江津駅前)
E	下門前上越レジャーランド周辺、パロー下門前店、アピナ上越店、パチンコ店、公園等	青少年健全育成センター事務室 (教育プラザ内：下門前1770)
F	ジャスコ周辺、戸田書店、蔦屋書店、サンキ、アピナ上越店等	青少年健全育成センター事務室 (教育プラザ内：下門前1770)
G	春日山駅、謙信公広場、快活 CLUB、スマイルタイム、まねきねこ、知遊堂等	春日謙信交流館ロビー (春日山駅前)

◆直江津学びの交流館に集合される場合、駐車場は直江津駅南口の駐車場をご利用ください。駐車券をお持ちになり、街頭指導終了後お帰りの際事務室に駐車券を提示し、無料券を受け取ってください。

- 4 参加申し込み
平成29年7月4日（火）までに、（別紙—2）「PTA一日街頭指導参加票」に記入の上、下記事務局へ報告願います。なお、実施日につきましては調整後改めてお知らせします。

- 5 報告先
〒942-8563 上越市下門前1770 上越市青少年健全育成センター 宛
(電話・FAX 544-4690)
(FAXにてご報告ください。参加票を送付いただく場合は文書棚でお願いします)

第67回 “社会を明るくする運動” 事業計画

- 1 強調月間事業 平成29年7月1日～7月31日
 - 街頭宣伝活動
 - 高田・中部分区 7月2日(日) 10:00～
二・七の朝市(大町3丁目)、イレブンプラザ前
あすとぴあ高田前、イオン上越店入口、パロー上越モール入口
 - 直江津分区 7月3日(月) 10:00～
三・八の朝市(中央2・3丁目)、イトーヨーカドー店入口
直江津駅前
 - 東部分区 6月21日(水)
柿崎地区 浄福寺お引上げ界限
7月2日(日)
浦川原地区 ナルス浦川原店前
 - 街頭宣伝活動実施要項・・・第3号議案 別紙1 参照
配布物：うちわ、テッシュ、パンフ
- 2 広報等の啓発活動
 - ☆「広報じょうえつ」6月15日号掲載予定
 - ☆「上越タイムス」等新聞掲載
- 3 青少年健全育成事業の推進
 - ☆青少年育成事業
 - ・中学生まちづくりワークショップ・・・・22育成会議の中学生
7月29日 ワークショップ夏 教育プラザ
10月 7日 ワークショップ秋 ユートピアくびき希望館
 - ・青少年健全育成強調月間(11月)
広報用テッシュ・パンフ配布(11/19)
- 4 “社会を明るくする運動” 作文コンテストの募集(市内小・中学生)
7月上旬：小・中学校に依頼(保護司会で直接学校に出向いて依頼する。)
- 5 上越市青少年健全育成研究会の開催
 - 日時 7月16日(日) 午後1時30分～4時30分
 - 会場 安塚コミュニティプラザ
 - テーマ 「サポートセンターから見た青少年」(仮題)
講師 上越少年サポートセンター長 金子孝子 氏

第67回“社会を明るくする運動”強調月間街頭宣伝実施要項

1 趣 旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

2 活動内容

朝市や大型ショッピングセンターなど、人が集まるところで、犯罪や非行の防止を呼びかけ、うちわやテッシュを配って街頭宣伝活動を行います。

3 参加割り当て

代表責任者		第1班(高田・中部分区) 高田分区長					第2班(直江津分区) 直江津分区長		
		7月2日(日) 出発式午前9時30分 開始午前10時		7月3日(月) 高田と同じ時間					
日 時		高田地区公民館創作室					レインボーセンター 多目的室		
集合場所		高田地区公民館創作室					レインボーセンター 多目的室		
宣伝場所		朝市	あすとび あ高田	イレブン プラザ	イオン	ハロー	朝市	イトーヨー カドー	直江津駅 前
参 加 構 成 員	保 護 司 会	13	3	3	5	5	11	2	2
	更生保護女性会	4	0	1	2	0	3	1	0
	B B S 会	1	0	0	0	0	1	0	0
	セ ン タ ー 育 成 委 員 会	3	1	1	2	1	4	1	1
	民 生 委 員	2	0	0	1	0	2	1	0
	連 合 婦 人 会	1	0	0	0	1	2	1	0
	町 内 会 長 連 絡 協 議 会	1	0	0	1	1	1	1	0
	事 務 局	1	0	0	1	1	1	1	1
	合 計	26	4	5	12	9	25	8	4

○上越市青少年健全育成センター条例

平成8年3月28日

条例第9号

改正 平成23年 3月22日条例第20号

平成26年9月30日条例第59号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、青少年の非行を防止し、健全育成を推進するため、青少年健全育成センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 青少年健全育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上越市青少年健全育成センター	上越市下門前1770番地

(職員)

第3条 上越市青少年健全育成センター(以下「センター」という。)に所長その他の所要の職員を置く。

(運営協議会)

第4条 センターの運営に関する事項を協議するため、教育委員会の附属機関として上越市青少年健全育成センター運営協議会を置く。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第20号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第59号)

この条例は、関川東部下門前土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日から施行する。

上越市青少年健全育成センター規則

○上越市青少年健全育成センター規則

平成8年3月29日

教委規則第3号

改正 平成21年 3月30日教委規則第10号

平成27年3月30日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市青少年健全育成センター条例(平成8年上越市条例第9号。以下「条例」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会)

第2条 条例第4条に規定する上越市青少年健全育成センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員及び関係団体の役員
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 運営協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第4条 運営協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年3回、臨時会は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議に付議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 上越市青少年健全育成センター(以下「センター」という。)の運営方針
- (2) センターの事業計画
- (3) その他センターに関する重要な事項

第5条 前3条に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

(青少年健全育成委員)

第6条 センターに青少年健全育成委員(以下「健全育成委員」という。)を置く。

2 健全育成委員の定数は、80人以内とする。

3 健全育成委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教職員
- (2) PTA会員
- (3) 民生委員及び児童委員
- (4) 更生保護関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係団体の役員
- (7) その他教育委員会が適任と認める者

4 健全育成委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 健全育成委員は、非常勤とし、街頭指導等に従事する。

6 健全育成委員の服務等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成21年教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年教委規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

重点1 義務教育終了後、進路先と連携して困難を抱える若者やその保護者を対象とする支援を実施する。

1 相談支援の強化・充実

(1) 周知活動

【学校関係】

- ① 市内中学校3年生及び保護者向けパンフレットの配布
(2月中学校長会で説明→配布依頼→2月末配布)
- ② 市内高等学校へパンフレットの配布
(高等学校長協会会議で説明→困難を抱える生徒・保護者への配布)
- ③ 関係者会議での啓発活動
(4月以降、中学校長会、高等学校長協会、中・高生徒指導連絡会議等で啓発)

【市民全般】

- ① 関係機関の会議等での取組の周知
(地域青少年育成会議協議会、民生委員・児童委員会等)
- ② 市関係機関へのパンフレットの設置(市役所、区事務所、公民館)
- ③ ホームページへのアップ

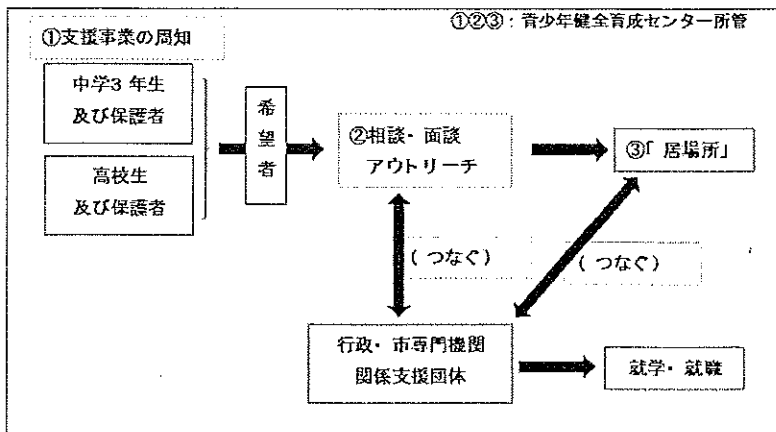
(2) 相談方法

- 【電話・面談】 青少年健全育成センター(544-4690)で受ける。
・電話相談の継続、予約面談で対応 【面談場所】(小会議室等)
対応：青少年健全育成センター職員(2名を原則とする)
- 【訪問】 希望する保護者 or 本人との訪問相談を行う。
対応：青少年健全育成センター職員(2名を原則とする)
(相談内容が明確であれば他機関専門家の協力を得て行う)
- 【メール】 相談専用メールボックスを設置しメール相談に応じる。
(29年度早い時期での設置を目指す。)

職員の対応 電話相談や面談・訪問相談に対応して勤務時間を調整する。

(3) 相談内容への対応

- ①相談者のニーズを把握し専門機関の紹介や誘導を行う。
(ワンストップ相談)
(連携機関：すこやかなくらし支援室、えちご若者元気塾、サポートステーション、学習支援関係団体等)
- ②若者支援応援講座への参加



誘導を行う。

(全5回の講座案内を作成し、本人・保護者・関係者へ配布する。)

③相談者のニーズに応じた活動の場の検討・開設を進める。

(市施設を活用した定期的な学習支援、生活支援の場の開設を目指す。)

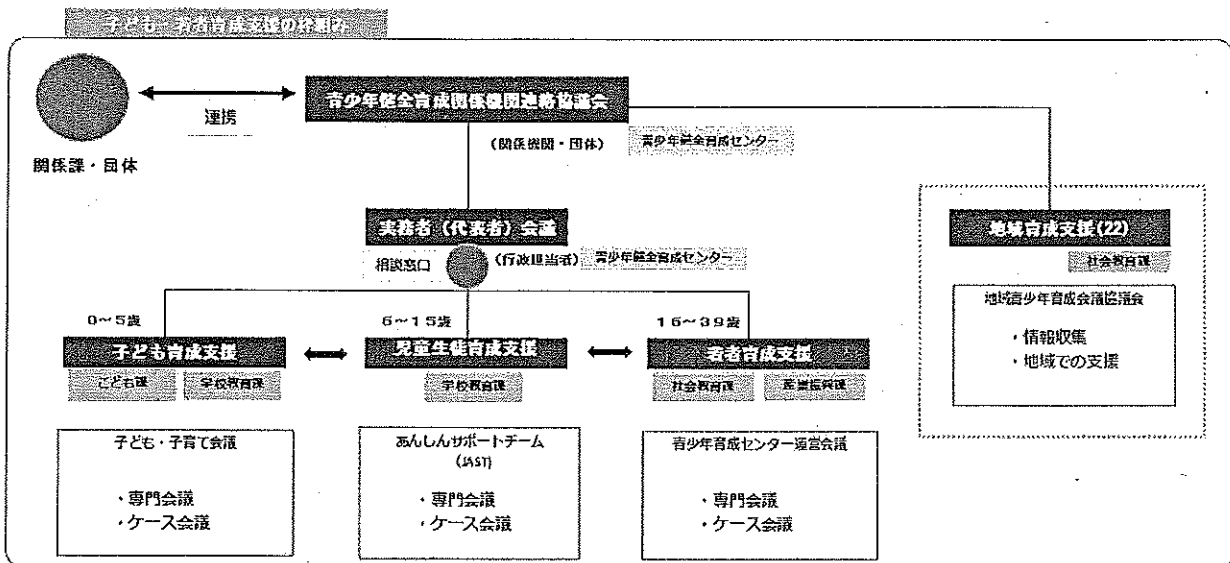
2 連携支援の促進

(1) 関係機関と連携した組織的支援の強化

○青少年健全育成関係機関連絡協議会(年4回)で支援の方向性や連携の在り方を共通理解するとともに、課題の解決に向けての協議を深める。

○0歳から18歳までの支援の状況を把握し対応を協議する場として、市関係課代表による実務者(代表者)会議を必要に応じて開催し「途切れのない支援」を目指す。

○年代別支援は、関係課が企画する現支援事業の充実をもって充てる。



* 青少年健全育成関係機関連絡協議会は、現行の15名の委員で構成する。

* 実務者(代表者)会議は、こども課、学校教育課、社会教育課、産業振興課の代表で構成する。

* 16歳以降の相談・支援等を青少年健全育成センターが担っていく。

(2) 若者が安心して過ごせる「居場所」の確保と有効活用

○困難を抱える若者が、家庭に閉じこもることを防ぎ、集団生活する場をつくることで集団適応能力の向上や気力の充実を図る。

【若者のニーズに応じた支援】

- ①就学・復学支援 学習要望に応じる情報提供、学習指導等
(学習支援ボランティアの募集と活用：上越教育大学学生)
- ②就労支援 就労準備情報の提供、職場体験参加(見学、体験)
(NPO えちご若者元気塾、サポートステーションとの連携)
(人材育成センター、テクノスクール等との連携)
- ③生活支援 生活リズムの習慣づくり
集団での体験活動(体験活動、ボランティア活動)
体力づくり(散歩、見学、運動)

重点2 市内高等学校（連携校）と協力して困難を抱える若者支援事業（モデルケース）を実施し、支援方策の実践・研究を行う。

1 教職員との取組の共有

- (1) 管理職への説明と連携実践の確認
- (2) 教職員研修等を活用した職員の理解と共同実践への理解の醸成
- (3) 校内担当教職員及び相談員との連携体制の整備
- (4) 支援状況の共有

2 具体的な取組

(1) 若者支援事業の周知（別紙パンフレットを使用）

- ・不登校、中途退学、転学等、学校の支援が停滞している生徒及び保護者に啓発パンフレットを配付し周知を図る。（在籍生徒を基本とし居住地は問わない。）
- ・相談を希望する生徒及び保護者は、「相談申込書」に記入し高等学校の担当教諭又は青少年健全育成センターへ提出する。

☆啓発パンフレット及び「相談申込書」は、相談室前等に常時置いておき生徒が随時活用できるようにする。

(2) 相談方法

- ・「相談申込書」により被相談者が希望する方法（電話・面談・訪問等）で調整して行う。

☆面談、家庭訪問は、原則として青少年健全育成センター職員2名で行う。

相談希望への対応や相談結果については、被相談者の意向に配慮しながら高等担当教員と共有していく。

☆相談・支援は被相談者の要望がなくなるまで継続して実施していく。

(3) 支援内容

- ・被相談者の状況やニーズに対応した支援体制を整備し対応する。

（例） ☆課題が明確な場合はワンストップ相談とし専門機関につなぐ。

（専門機関につないだ後も状況把握等を含めた支援は行う。）

☆就学・復学支援のための学習の場を整備し参加をうながす。

（上教大生徒等による学習ボランティア体制の整備：週1日程度）

☆就労支援のためNPOやサポートステーションと連携した活動を促す。

（活動体験、集団活動による自立支援：就労プログラムへ導く。）

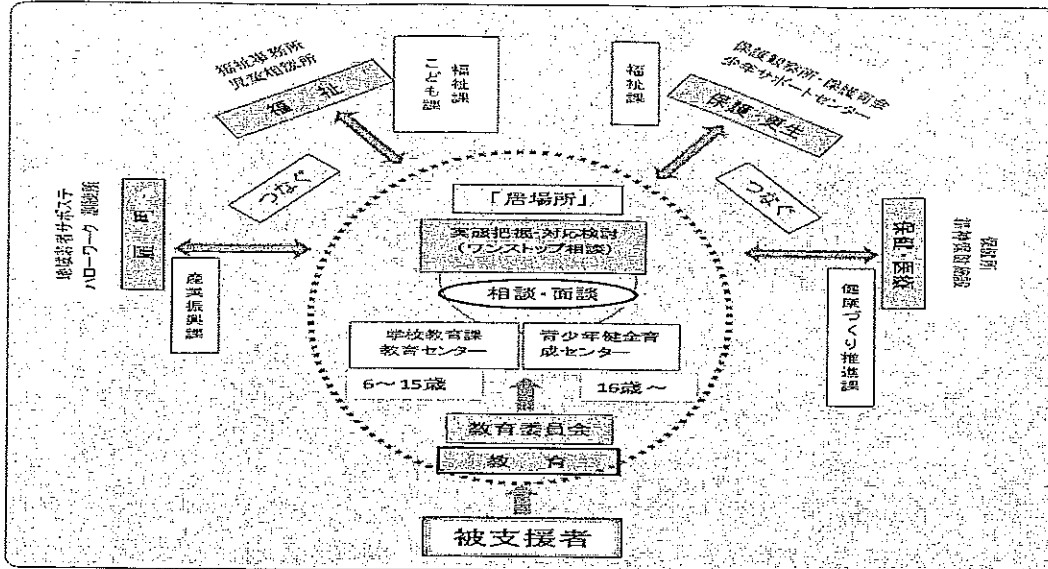
(4) その他

○相談・対応記録等は青少年健全育成センターで保管・管理する。被相談者の承諾がなければ外部へは示さない。被相談者の個人情報も同様とする。（守秘義務）

○当支援事業は被相談者の「社会的な自立」を支援するためのもので、指導・強制するものではない。

○当支援事業に関わる細部事項は当該学校長の指導の下、協議の上決定する。

青少年の教育支援の連携イメージ図



重点3

義務教育終了後、「社会的な自立」に向けて将来的に課題や不安を抱えるリスクが懸念される生徒の実態把握を行い事業改善のための資料を得る。

1 調査対象者

- 中学校で不登校を経験している市内中学校3年生（30日以上欠席者）
（病気療養や入院等、主たる欠席理由がはっきりしている生徒を除く。）

2 調査方法・内容

- (1) 学校教育課による調査データを基に卒業時点で集約する。
- (2) 進路先での状況を高等学校等の協力を得て確認する。
（9月末、3月末の経過を調査する。）

3 調査結果の活用

- (1) 平成30年度子ども・若者育成支援事業の基礎的資料として活用する。
（30年度以降も3年間は調査を継続する方向で進める。）

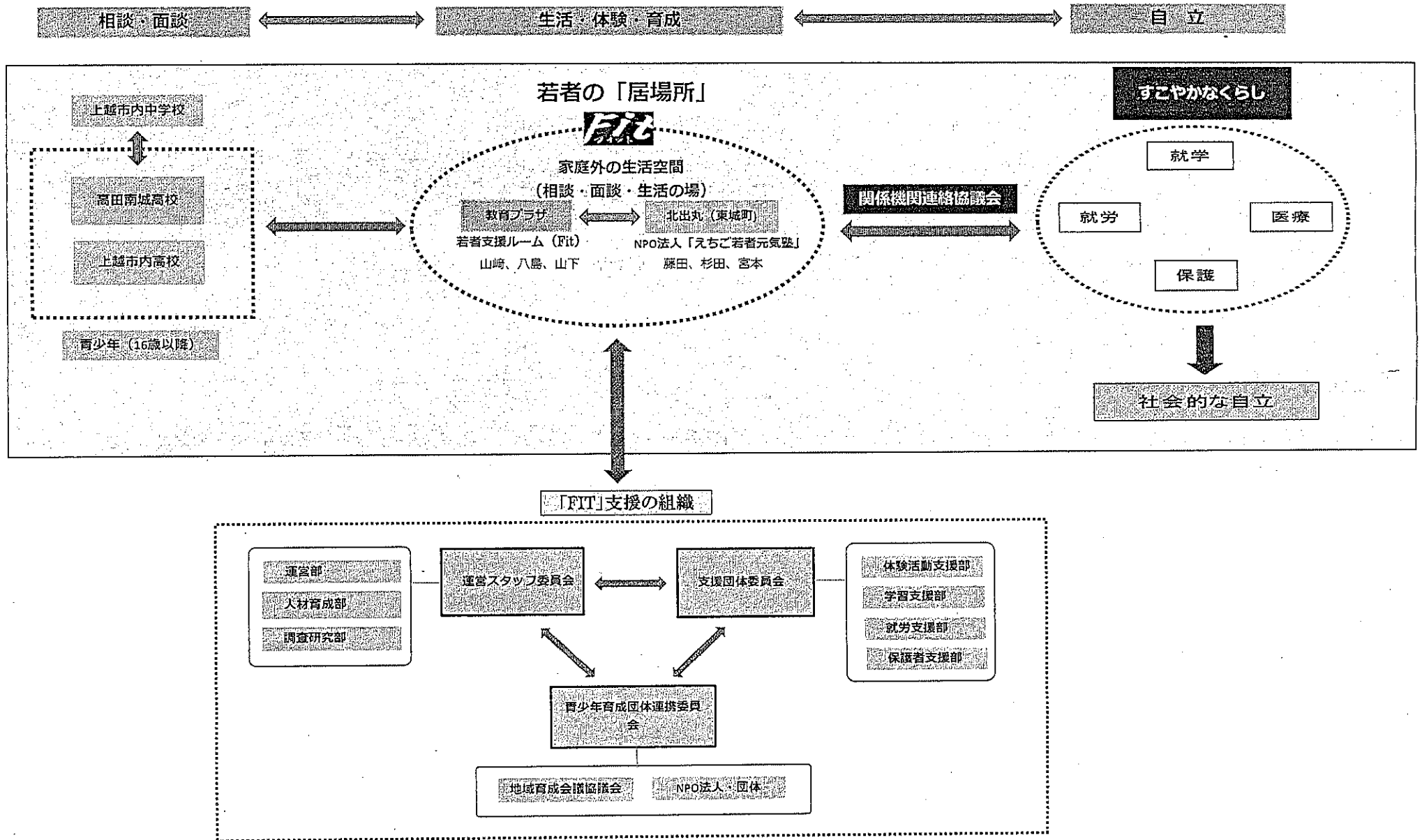
<調査・研究>

- 今後の若者支援の充実のため、以下の研究を行う。

- (1) 子ども・若者支援事業の充実を図るため、県内で先進的な取組を展開している市町村を視察研修する。（平成29年度は、村上市、三条市を視察研修する。）
- (2) 青少年健全育成のために活動している関係団体、家族会、保護会等の協力関係を深めるための連絡会議を企画する。
- (3) 困難を抱える若者が社会的な自立に向けて動き出す準備場所としての「居場所」（コミュニティ・ルーム）開設に向けた準備を進める。

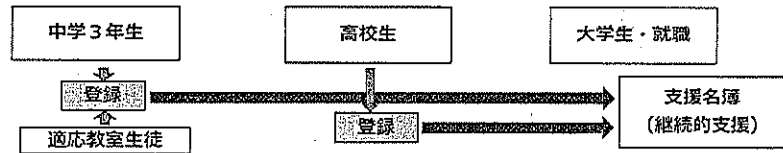
(資料)

若者支援システム「FIT」の運営組織 (構想図)

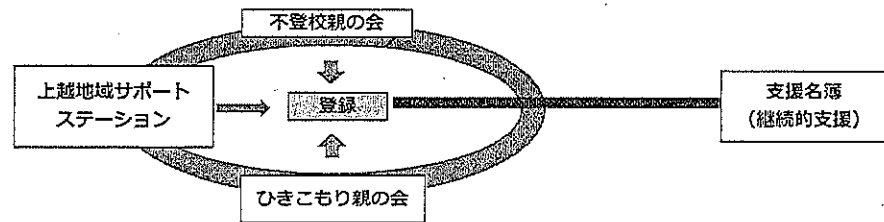


困難を抱える若者へのアプローチ

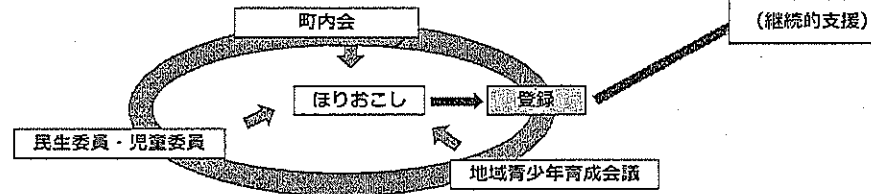
進路からのアプローチ



支援団体からのアプローチ



地域からのアプローチ



若者支援ルーム「FRI」
えちご若者元気塾